

## 多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例取扱基準

### (目的)

第1条 この取扱基準は、多治見市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車施設の設置を促すことを目的とする。

### (駐車施設の附置に関する基準)

第2条 条例第2条ただし書きに基づき、市長が特に必要がないと認める非特定用途に供する建築物とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設
- (2) アーケード、ペDESTロリアンデッキ等の公共用歩廊  
(荷さばき駐車施設の附置の免除又は緩和を行う建築物)

第3条 条例第3条第1項ただし書きにある荷捌きのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 隣接する敷地において、管理者に共同利用の同意を得て荷捌きのための駐車場を整備する場合で、隣接する建築物及び当該建築物のそれぞれの必要台数を満たしている場合
- (2) 敷地内で建築物のセットバックや車寄せの整備により、条例第7条第4項に定める規模と同等以上のスペースがある場合

### (建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置に関する基準)

第4条 条例第5条ただし書きにある市長が特に必要がないと認める場合とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- (1) 防災上の観点から法令等により設置することが定められている又は奨励されている設備等の設置に伴う増築をする場合
- (2) 防災上の観点から法令等により改修することが定められている又は奨励されている建築物について、当該改修に伴う増築をする場合

### (特殊の装置)

第5条 条例第7条第3項にある市長が認めるものとは、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認めたもの又はそれと同等以上の規模を有する駐車施設であること。ただし、車いす利用者のための駐車施設の規模については、条例第7条第2項の規定を適用する。

### (荷さばきのための駐車施設の附置の特例)

第6条 条例第7条第4項ただし書きにある当該建築物の構造又は敷地の状態から市長が

やむを得ないと認める場合とは、既存建築物の増築、又は用途変更において、敷地内に基準どおりの規模の荷さばき駐車施設を増設するスペースがない場合であって、同一敷地内の既存の駐車施設を改良しても基準に満たない規模の荷さばき駐車場しか確保できない場合をいい、その場合の駐車施設の規模は、幅3メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とする。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 条例第9条第1項にある市長がやむを得ないと認める場合とは、次のいずれかに掲げる場合をいう。

- (1) 敷地を高度利用（容積率200%以上、建築物の同一敷地内に駐車施設を確保することが困難）する場合であって、建築物の建築主が、隣接敷地、同一街区、又は道路を挟んだ向かい側に条例第2条の規定に適合する駐車施設を設け、又は確保している場合
- (2) 既存建築物の上階又は後方に増築する場合で、既存建築物の構造上駐車施設に模様替等することが不可能な場合
- (3) 駐車施設の位置又は自動車の出入口の位置が法令等に抵触する場合
- (4) 交差点若しくは屈曲部から駐車施設の出入口まで10メートルの距離が取れない場合
- (5) 建築物の敷地内に人の通行の用に供する施設が設置されるなどして、駐車施設の出入口を設置することが交通安全上危険な場合
- (6) 建築物の敷地内に公共の用に供する施設が設置されることにより、条例第2条に規定する台数以上の駐車施設を確保できない場合
- (7) 前面道路に交通規制があり自動車の出入りが不可能な場合
- (8) 前面道路の歩行者又は自動車の交通量が多く、交通安全上駐車施設の出入口を設けることが危険な場合
- (9) 駐車施設を設けようとした場合に、撤去又は移動することが困難な障害物が敷地内又は道路上にある場合
- (10) 建築物の敷地が、歩行者空間を整備する道路にのみ面している場合
- (11) 条例第2条から第5条までの規定により附置された駐車施設が、長期に渡り使用できなくなる場合
- (12) 建築物の敷地面積が500平方メートル未満の場合
- (13) 市街地再開発事業と一体的に整備される建築物であって、当該再開発事業により整備される駐車施設を利用することが当該再開発事業において計画されている場合